

令和6年3月25日

各位

特定非営利活動法人
古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク

文化遺産カード事業の終了について（お知らせ）

早春の候、ますますご清栄のことお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当NPO法人は、「文化遺産の見えるまちづくり」をコンセプトとして、歴史教育や文化財の啓発活動事業を通して地域社会に貢献することを目指して活動しております。標記の文化遺産カード事業につきましても、様々な文化遺産の周知と活用を目的として平成22年より14年間実施してまいりましたが、諸般の事情により令和6年8月31日をもちまして終了することと致しました。長年にわたるご厚情、心から感謝申し上げます。

なお、令和6年9月以降については、当面の間、別紙のとおり、商標権を放棄した上で事業の理念を公示し、すべて市場に委ねる方針で対応をしてまいりますので何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事業終了日 令和6年8月31日
2. 問合等

公式ホームページherica.netの「問合せ」ホームよりお願いいたします。

令和6年9月以降の文化遺産カード対応について

【商標権】

令和6年6月27日付けで存続期間は終了します。更新は申請致しません。

【カード制作】

1) 令和6年9月1日以降のカード制作について、NPO法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークでは対応致しません。

※令和6年8月31日までの制作依頼については、NPO法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワークが対応致します。

2) 令和5年4月1日から令和6年3月末日までに当NPO法人が見積もり致しましたカード制作については、印刷業者さまにご協力頂き、見積金額にて対応することをご了解を頂いております。

【公式ホームページherica.net】

文化遺産カードの配布場所に関わる情報と文化遺産カード制作に関わる情報を削除し、文化遺産カード仕様情報を追加した上で、当面の間は有志によりホームページの運営を継続致します。また、その間は、問い合わせフォーム機能についても維持致します。

【その他】

1) 現在公開されている文化遺産カードの取り扱いについては、制作者側の判断に委ねます。

2) 今後、「文化遺産カード」の名称使用や活用等について、当NPO法人の許可は必要ありません。

3) 寸法や規格など、カード作成に必要な情報はホームページに公開します。